

[第1条] 本会員規則（以下「本規則」）は、一般社団法人日本転倒科学共創機構（以下「当機構」）と会員（以下「会員」）との間における権利と義務の関係を定めることを目的とし、会費、入退会及び会員の権利義務等、会員活動の基本的事項を定め、当機構と会員との間の一切の關係に適用される。

[第2条] 本規則において会員とは、当機構の目的に賛同して入会の申し込みをし、理事会にて入会を承認された個人または団体をいう。

[第3条] 会員は、正会員A、正会員B、準会員、特別会員及び賛助会員に区分する。

2. 会員の種別は、定款で定めるものとする。

[第4条] 当機構への入会を希望する者は、本規則を確認し、本規則に同意したうえで所定の様式に真実、正確かつ最新の情報を記入し、当機構事務局に申し込むこととする。

2. 前項の申し込みがあったときは、理事会は、第5条の定めに従い、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。なお、不承認の場合でもその経緯を原則開示しない。

3. 理事会からの入会を承認された入会申込者は、通知を受けた後、第7条に定める会費を速やかに納入しなければならない。なお、準会員並びに特別会員については当機構からの通知をもって会員の登録が完了したものとする。

4. 当機構が会費の納付を確認した時点で、登録は完了したものとする。

5. 当機構は、会費の納付を確認後、会員に対して入会手続きが完了した旨を通知する。

[第5条] 当機構は、会員になろうとする者から前条の申し込みがあったとき、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、入会を承認しないことがある。

(1) 当機構の趣旨に賛同していない場合

(2) 本規則に違反する恐れがあると当機構が判断した場合

(3) 第4条の入会申込の登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあり、当機構からの修正の求めに応じない場合

(4) 過去に本規則違反またはその他の会則に違反したことを理由として除名または退会処分をうけたことがある場合

(5) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者、又は暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当機構の信用を棄損し、又は当機構の業務を妨害する行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うものを意味する。以下同じ。）である場合

(6) その他、前各号に準ずる場合で、入会を適当でないと当機構が判断した場合

[第6条] 入会希望時に届け出た内容に変更が生じた場合には、遅滞なく、当機構所定の方法により変更事項を届出ることとする。

[第7条] 会員は年会費、及び当機構の運営や当機構が提供するサービス等に関わる費用を支払うこととし、年会費は次の通りとする

- (1) 正会員A：20,000円
 - (2) 正会員B：200,000円
 - (3) 準会員：5,000円
 - (4) 特別会員：なし
 - (5) 賛助会員：100,000円以上
2. 会費は消費税非課税対象のため、消費税の加算はないものとする。
 3. 会員資格有効期限は4月1日から翌年3月31日までとする。
 4. 前項に関わらず、第一期については、2026年3月31日までに本規則に基づく入会の承認がなされ、かつ事務局に置いて所定の会費の納付が確認できた者については、2027年3月31日まで会員資格有効期限を延長する。
 5. 会員は、第3項並びに第4項に定める各期間の会費を、当機構からの案内に従い、当機構が指定する日までに、当機構が指定する金融機関口座へ振込を以て支払わなければならない。振込手数料等の納付に要する費用は、会員の負担とする。
 6. 納付された会費は、事業年度途中の退会・除名であっても返還しないものとする。

[第8条] 会員が当機構を退会しようとするときは、事務局に所定の届け出を行うこととする。

[第9条] 会員が次の各号に該当する場合は、総会の決議によって当該会員を除名することがある。

- (1) 本規則に違反した場合
 - (2) 会費の納入を怠った場合
 - (3) 当機構の名誉を傷つけ、または当機構の目的に反する行為をした場合
 - (4) 当機構の運営を妨げ、又は妨げようとした場合
 - (5) 公序良俗に反する行為、又はその恐れのある行為をした場合
 - (6) 犯罪その他の信用を失う行為をした場合
 - (7) 反社会勢力等に該当し、又は反社会勢力等と関係を有した場合
 - (8) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (9) その他除名すべき正当な事由がある場合
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う機会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

[第10条] 会員が第8条または前条の規定によりその資格を喪失したときは、当機構に対する権利を失う。また、未履行の義務及び規則に定めがある場合は、継続して義務を負う。

2. 当機構は、会員がその資格を喪失した場合、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。ただし、当機構が募集する基金に関しては、別途定める募集要項に従い返還する。

[第11条] 会員資格有効期限が過ぎ、当機構からの通知のあとも、当機構が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員

資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、当機構に対し債務があった場合は速やかに精算することとする。

[第12条] 会員は無断で当機構の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはならない。

2. その他、第9条各号に定める行為、当機構の主旨に反する行為等を行ってはならない。

[第13条] 当機構は、当機構が保有する会員の個人情報に関し、適用される法規を遵守して当該個人情報を適切に取り扱うものとする。

2. 当機構は、会員の同意があった場合のみ、個人の名前、所属先、職位、資格を含めた個人に関わる情報や、団体の名称、ロゴマークを含めた団体に関わる情報を当機構のウェブサイトや制作物等にて公開できるものとする。

3. 当機構は、個人情報に関して適用される法規を遵守し、当機構の目的の範囲内で、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる情報（以下「匿名加工情報・仮名加工情報」）の取り扱い及び第三者への提供ができるものとする。

4. 当機構は、当機構の目的の範囲内で、個人情報の処理、会員及び第三者への提供等のため、外部業者に対して個人情報のすべてまたは一部を委託する場合がある。委託に際しては、当機構の厳正な管理のもと、業務を行うのに必要最小限の範囲で、個人情報を委託し、また、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

[第14条] 当機構がかかわるすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利が発生した場合には、当事者の協議によって決定する。

[第15条] 当機構が作成及び公開する全ての資料・情報・データ等について、無断で他の媒体に掲載し、有償・無償を問わず第三者に譲渡もしくは貸与し、または公表してはならない。

[第16条] 会員が、本規則及び本規則に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当機構が損害を受けた場合、当該会員は、当機構が受けた損害を当機構に賠償することとする。

[第17条] 当機構は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、当機構の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わない。

[第18条] 退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第13条乃至第19条および本条の規定は有効に存続するものとする。

[第19条] 当機構は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規則を変更することができる。変更後の会員規則については、当機構のウェブサイト上への掲載、電子メール、書面その他当機構が適切と判断する方法により通知した時点よりその効力を生じる。

[第20条] 当機構に関する問い合わせその他の会員から当機構に対する通知、及び本規則の変更に関する通知その他当機構から会員に対する通知は、当機構の定める方法で行うものとする。当機構から会員に対する通知は、会員より届け出られた会員情報に基づく通知先に対して通知をすること（電子的手段による通知を含む。）により、通常到達すべき時期に到達されたものとみなす。

[第21条] 会員は、反社会勢力等と一切の関係を持つてはならない。また、会員は、当機構の運営に関連して、当機構又は第三者に対し、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動を行う又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当機構の信用を毀損又は当機構の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約する。

[第22条] 本規則の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

[第23条] 会員と当機構の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[第24条] 本規則に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当機構が定めるものとする。

附則：本規則の改正は、令和8年3月19日から施行する。

：本規則は、令和7年12月11日から施行する。

v1.0.1